

乳児出血症に対するビタミンK₂シロップの予防的投与について—日本母性保護医協会の立場から—

日本母性保護医協会 松山 栄吉

本研究班による今までの研究結果によって、新生児期におけるビタミンKの投与が乳児出血症のみならず新生児メレナの予防にも著しい効果を示すことが明らかになった。日本母性保護医協会（日母）は全国の会員指導の立場から、新生児全員に対する予防的投与について日本小児科学会および日本産科婦人科学会と連絡をとりながら、その是非の検討を行ってきた。とくにビタミンK₂シロップが昭和59年11月30日に当局より製造認可され、日母見解を早急にまとめることが必要となった。

その間本シロップ剤の高浸透圧の問題が起こったため、その投与方法について再検討を要することになり、本研究班と両学会においてそれぞれの見解をまとめるのにさらに時間を費す結果となった。本研究班は塙嘉之班員の名において、昭和60年8月22日暫定普及案を発表したが、それに次いで同年9月9日に日本小児科学会から、さらに11月14日に日本産科婦人科学会から見解が日母に寄せられた。それらをまとめて分かりやすく対照すると、表のようである。

これら三者の見解に基づいて、日母は検討を行った結果、同年11月30日理事会において次のような内容の見解を当面の会員指導の方針と決定した。

〔日母見解〕

1. 出生後なるべく早い時期に投与を行えば、新生児メレナの予防にも効果がある。ただしこの時期の経口投与は安全面で問題がある、筋注法がよいという意見もあるが、筋拘縮症の面から全新生児への投与は行い難い。
2. 血液凝固能検査を行い、異常例のみに投与するのが理論的ではあるが、全新生児の検査の実施は困難である。
3. 本剤は治療薬として認可されたもので、予防薬として認められたものではないので、全新生児に予防投与を行うことは問題がある。

以上の点から「現段階では厚生省研究班と両学会の見解を参考にして、主治医の裁量により行うものとする」。なおこの予防投与を行っても、乳児出血症が100%防止できるものではないことを、家族に了解させておく必要がある。

厚生省研究班、各学会の見解対照表

団体名	出生時	生後7日 生後1か月	その他
厚生省研究班 暫定普及案 (60. 8. 22)	種々の見解があり、いくつかの方法がとられる。	哺乳の直前または直後に1ml投与。滅菌水（蒸留水）で10倍に薄めて哺乳びんで投与するのもよい。人工栄養の場合、ミルクに混ぜてもよい。	低出生体重児や疾病のある場合は別に考える。
日本小児科学会 見解 (60. 9. 9)	投与が望ましいが、投与方法になお検討の必要があるので、予防投与は主治医の裁量による。	滅菌水または蒸留水で10倍に希釈して投与。	全新生児に対する予防投与を行政レベルで実施する必要がある。
日本産科婦人科学会 見解 (60. 11. 14)	投与の是非および投与方法については、なお検討を要する。	成熟新生児に対し、滅菌水、蒸留水などで10倍に希釈して投与。	低出生体重児、未熟児に対する投与方法については、なお検討を要する。

↓ **検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

本研究班による今までの研究結果によって、新生児期におけるビタミン K の投与が乳児出血症のみならず新生児メレナの予防にも著しい効果を示すことが明らかになった。日本母性保護医協会(日母)は全国の会員指導の立場から、新生児全員に対する予防的投与について日本小児科学会および日本産科婦人科学会と連絡をとりながら、その是非の検討を行ってきた。とくにビタミン K2 シロップが昭和 59 年 11 月 30 日に当局より製造認可され、日母見解を早急にまとめることが必要となった。